アスクレピオスの杖を探して



第50回

について考える国民健康保険診

険診療施設(国保直診施設

自治体病院と国保直診施 (病院・診療所)の違い 設

診療所という名称はほとんどの人が知って という制度である。 している人は多くない。 いると思うが、 民健康保険診療施設 (以下「国保直診施設」) も理解していない場合も少なくないのが、「国 自 治体病院を設置している自治体関係者 自治体病院との違いを理解 ○○国保病院·××国保

が、 が必要となる。 を守るための公の施設として設置されたの ができることを規定している。 増進する目的で「公の施設」を設置すること 病院または診療所の設置条例を定めること 地方自治法第244条は、 自治体病院である。 公の施設としての 住民の福祉を 住民の健康

に基づき、 0) つとして設置された病院・診療所であ 保直診施設は、 市町村が行う国民健康保険事業 玉 民健康保険法第82条

> の 一 る。 の二つの法的な性格を持っている。 診療所は、「公の施設」と「国民健康保険事業 定することが必要となる。これらの病院 環として病院または診療所の設置を規 国民健康保険条例にお いて、 保健事業

> > 医

国保直診施設の歴史

うというものであり、世界を見ても例のな 制 た。 に地域の医療機関が応じない地域が存在 度が導入されても、 を対象に、 年に旧国民健康保険法が帝国議会で可決、 地域が相次いだ。 あ あっても国保の診療単価が低く、 行される。当時の国民健康保険制度は「地域 『度の意味がないため、 挑戦的な制度であった。しかし、 らしめるため、 国保直診施設の歴史は古い。昭和13(1938) 医療を提供できる医療機関がなけれ 医療に関して相互扶助を目指そ 自ら医療機関を設置する 地域に医療機関がない、 国保制度を実効性 診療契約 国保制 施

> された。 立されたものが非常に多い。 代から30年代前半に国保直診施設として設 ために国保直診病院・ |療を提供し、 さらに、 現在の市町村立病院は、 戦後は荒廃する地域に 国民健康保険制度を支える 診療所が数多く設 昭和20年 お いて、

生み出されたともいわれている。 る。 費のかからない効率的な医療を行うことを 診施設の医療や介護問題の解決 と介護の連携」や「地域包括ケア」は、 る自治体の医療費は安いというデータもあ 使命としてきた。実際、 る医療機関ということで、 方に立地している。 もあって、その多くが交通の条件の 国保直診病院や診療所は、 現在、 全国的な課題となっている「医療 国民健康保険の運営す 国保直診施設 できるだけ 歴史的な経緯 の試みから 悪い地 保直 のあ 医療

玉 保直 |診施設のメリット

国保直診施設のメリットとして、 玉 厚生 城西大学経営学部教授

伊関友伸

図表1 国保直診の運営、事業活動に対する国の助成

- ①保健事業に対する助成
 - ・国保直診による健康管理事業等
 - ・国保健康管理センターによる健康管理事業
 - ・国保歯科保健センターによる健康管理事業
- ②国保直診施設(建物・医療機械等)の整備に対する助成
- ③国保総合保健施設の整備・運営に対する助成
- ④国保直診の運営に特別に要した費用に対する助成
- ⑤へき地国保診療所の運営に対する助成

(国診協「国保直診活動を支援する国保助成制度のあらまし」令和3年4月改訂版)より

図表2 国保直診に対する助成、対象経費

- ・国保直診が国民健康保険被保険者を対象として行う事業の経費であって、国 民健康保険特別会計直診勘定(地方公営企業法を適用している病院にあっては 病院事業特別会計、委託事業にあっては国民健康保険特別会計事業勘定(款) 保健事業費)において支出する経費に対する助成。
- ・主な対象経費は、事業実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需 用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料、 保険料)、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費(5割助成分)等。
- ・助成限度額:国保診療所300万円、国保病院(病床100床未満)400万円、国 保病院(病床100床以上)500万円。
- ・さらに一定の要件に該当する場合、助成限度額に加算があり。

(国診協「国保直診活動を支援する国保助成制度のあらまし」 令和3年4月改訂版)より

筆者プロフィール

伊関友伸(いせき ともとし)

1987年埼玉県入庁、県民総務課、大利根 町企画財政課長、県立病院課、社会福祉課、 精神保健総合センターなどを経て、2004年 城西大学経営学部准教授、2011年4月同 教授。研究テーマは、行政評価、自治体病 院の経営、保健・医療・福祉のマネジメント。 総務省公立病院に関する財政措置のあり方 等検討会委員など、数多くの国・地方自治体 の委員等を務める。著書に「まちに病院を!」 (岩波ブックレット) [自治体病院の歴史 住民医療の歩みとこれから」(三輪書店)な どがある。

国保直診施設が参加する団体である 措置も受けることができる。 保直診施設に さらに 額 (病床 に 診 加 療 算 定 つい 0 派へ が 0) あ 要 床以 ては助 0) る。 件 普 £ 当 通 該当 成 然、 5 0 0 制 特別交付 「する場 度 総 「公益: つのほ 務 方円 省 合 か 税 0 制 わ 市 研

保険者を対象として

行う事 直

·業の 玉

経費であ 健康保険

玉

民健康保険特別会計直診勘定にお

表2のように、

玉

保 する

診

が 成

民

被 図

①保健事業に対

助

におい

て、 る。 成

自 助 あ

治

体

病 度

どに対して助成がメニュー化され

7

εV

成

限

①保健事業に対する助

「②国保直診施設

国保病院

(物・医療機械等)

0)

整備に 成

対する助

な

ŋ

対しての 労働省

助

成制度がある。

図

|表 | 1

は国

[保直診

成限

玉

保診療所30

0万円、

による国

保

直

診

(O)

運営や事業活動

て支出 る。

する経

て助

成

がなされ

7

ジ運営、

事業活動に対する助

成制度であ

玉

保

病 助

(病床 改度額は、

i

0

床未満)

0

0

方円

加

条例 町 村

界的に広く用いられているシンボルマークである。 ^{*}アスクレピオスの 医療・医術の象徴として ピオスの持 とは、 つていた蛇 ギリシア ク

研修会」による職員の育成と連 れている。 であろうか 度などに 玉 応じ 保 の改正 **| 直診施** 立 病 7 院 関 11 方法、 るの しては、 設 診 0 療 理 で、 玉 所 念 [保直 玉 は Þ 賱 相 診 活 味 談 協 診 動、 0) さ 0) 施 携・ ある ħ 事 設 玉 交流 務 7 民 市 は 局 0) 健 町 が 助 康 11 が 村、 相 成 保

団法人全国 全国国保地域医療学会」 が 修会」 国診協)」 可 能となって [国民健 現 地研究会」 が設立されており、 康 いる。 保険診療施設協議 および 「地域包括医 国診協では、 「各種専 任 意で参 療 毎